

◎厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件の一部を改正する件
 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十四条第三項第一号及び第三号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等を次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百十五号）は、平成十八年九月三十日限り廃止する。ただし、この告示の適用の日前に支給された介護給付費又は特例介護給付費に係る障害福祉サービス費等負担対象額（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第九十四条第一項第一号に規定する障害福祉サービス費等負担対象額をいう。）については、なお従前の例による。</p> <p>厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等</p> <p>一（略）</p> <p>二 令第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のイからリまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからリまでに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円に別表の上欄に掲げる当該市町村が所在する地域区分に応じ、同表の下</p>	<p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十四条第三項第一号及び第三号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等を次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百十五号）は、平成十八年九月三十日限り廃止する。ただし、この告示の適用の日前に支給された介護給付費又は特例介護給付費に係る障害福祉サービス費等負担対象額（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第九十四条第一項第一号に規定する障害福祉サービス費等負担対象額をいう。）については、なお従前の例による。</p> <p>厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等</p> <p>一（略）</p> <p>二 令第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のイからリまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからリまでに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月（平成十八年度においては、平成十八年十月から平成十九年二月までのものに限る。）ごとに算定した単位数を合計</p>

欄の割合を乗じた額に当該市町村における当該年度の前年度に係る三月から翌年二月までの居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者のうち重度訪問介護及び重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者の割合が百分の五以上である場合には、百分の百五を乗じて得た額（その額が各市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスに相当するサービスに係る平成十七年度の国庫補助の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を下回るときは、当該厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額）に当該市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定して得た割合を乗じた額を合計した額とする。

イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 八四、〇七〇単位

(2) 六十五歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者（以下「介護保険給付対象者」と総称する。） 三三、七三〇単位

ロ 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 六六、七三〇単位

(2) 介護保険給付対象者 三三、三七〇単位

した数に、十円に別表の上欄に掲げる当該市町村が所在する地域区分に応じ、同表の下欄の割合を乗じた額を乗じて得た額（その額が各市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスに相当するサービスに係る平成十七年度の国庫補助の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を下回るときは、当該厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額）に当該市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定して得た割合を乗じた額を合計した額とする。

イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 八三、六六〇単位

(2) 六十五歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者（以下「介護保険給付対象者」と総称する。） 三三、二〇〇単位

ロ 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 六三、八七〇単位

(2) 介護保険給付対象者 三二、二九〇単位

ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者を除く。）
（） 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

(一) 区分六（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。）に該当する者 四六、三三〇単位

(二) 区分五（区分省令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。）に該当する者 三二、五〇〇単位

(三) 区分四（区分省令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。）に該当する者 二五、九二〇単位

(四) 区分三（区分省令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。）に該当する者 二〇、七〇〇単位

(2) 介護保険給付対象者（(3)及び(4)に掲げる者を除く。）

一四、一四〇単位

(3) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援B型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（4）に掲げる者を除く。） 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの

ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者を除く。）
（） 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

(一) 区分六（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。）に該当する者 四四、二三〇単位

(二) 区分五（区分省令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。）に該当する者 三一、二二〇単位

(三) 区分四（区分省令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。）に該当する者 二四、九〇〇単位

(四) 区分三（区分省令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。）に該当する者 一九、八九〇単位

(2) 介護保険給付対象者（(3)及び(4)に掲げる者を除く。）

一三、六〇〇単位

(3) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援B型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（4）に掲げる者を除く。） 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの

- 二五、七四〇単位
- (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
一八、六三〇単位
- (三) 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの
一四、一四〇単位
- (四) 区分四に該当する者
一四、五五〇単位
- (五) 区分三に該当する者
一一、二六〇単位
- (4) 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費（以下「共同生活援助サービス費」という。）を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数
- (一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの
三、八一〇単位
- (二) 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの(三)に掲げる者を除く。
。 次の a から c までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から c までに掲げる単位数
- a 区分六に該当する者
一五、七七〇単位
- b 区分五に該当する者
九、九六〇単位
- c 区分四に該当する者
七、七七〇単位
- (三) 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの
三、八一〇単位

- 二四、五七〇単位
- (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
一七、九〇〇単位
- (三) 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの
一三、六〇〇単位
- (四) 区分四に該当する者
一三、九九〇単位
- (五) 区分三に該当する者
一〇、八三〇単位
- (4) 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費（以下「共同生活援助サービス費」という。）を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
- (一) (二)から(五)までに掲げる者以外のもの
三、六七〇単位
- (二) 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの(三)に掲げる者を除く。
。 次の a から c までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から c までに掲げる単位数
- a 区分六に該当する者
一五、〇五〇単位
- b 区分五に該当する者
九、五七〇単位
- c 区分四に該当する者
七、四六〇単位
- (三) 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの
三、六七〇単位
- (四) 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費のホの経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費（以下「経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費」という

二 行動援護に係る支給決定を受けた者（ロ及びハに掲げる者を除く。） 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

- (1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
 - (一) 区分六に該当する者 三三、二四〇単位
 - (二) 区分五に該当する者 二五、五八〇単位
 - (三) 区分四に該当する者 一九、二四〇単位
 - (四) 区分三に該当する者 一四、二八〇単位
 - (五) 障害児 一八、一六〇単位
- (2) 介護保険給付対象者（(3)及び(4)に掲げる者を除く。） 八、五四〇単位
- (3) 生活介護サービス費等を算定される者（(4)に掲げる者を除く。） 次の(一)から(六)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(六)までに掲げる単位数
 - (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 二一、七〇〇単位
 - (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの

。 (五)を算定される者(五)に掲げる者を除く。) 次の a から d までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から d までに掲げる単位数

- a | 区分六に該当する者 | 一六、八四〇単位
 - b | 区分五に該当する者 | 一一、一一〇単位
 - c | 区分四に該当する者 | 九、〇三〇単位
 - d | 区分三に該当する者 | 七、九三〇単位
- (五) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの 三、六七〇単位

二 行動援護に係る支給決定を受けた者（ロ及びハに掲げる者を除く。） 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

- (1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
 - (一) 区分六に該当する者 二九、三〇〇単位
 - (二) 区分五に該当する者 二二、五五〇単位
 - (三) 区分四に該当する者 一六、九六〇単位
 - (四) 区分三に該当する者 一二、五九〇単位
 - (五) 障害児 一六、〇一〇単位
- (2) 介護保険給付対象者（(3)及び(4)に掲げる者を除く。） 七、五二〇単位
- (3) 生活介護サービス費等を算定される者（(4)に掲げる者を除く。） 次の(一)から(六)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(六)までに掲げる単位数
 - (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一九、一三〇単位
 - (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの

- (三) 区分四に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一八、〇一〇単位
一四、一八〇単位
- (四) 区分三に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一〇、九〇〇単位
- (五) 区分三から区分六までに該当する者のうち介護保険給付対象であるもの 八、五四〇単位
- (六) 障害児 一八、一六〇単位
- (4) 共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 二、三五〇単位

ホ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロからニまで及びへからチまでに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。） 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数

(1) (2)及び(3)に掲げる者以外のもの 次の(一)から(七)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数

- (三) 区分四に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一五、八八〇単位
一二、五〇〇単位
- (四) 区分三に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 九、六〇〇単位
- (五) 区分三から区分六までに該当する者のうち介護保険給付対象であるもの 七、五二〇単位
- (六) 障害児 一六、〇一〇単位

(4) 共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの 二、〇六〇単位

(二) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者（三に掲げる者を除く。） 次の a から d までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から d までに掲げる単位数

- a 区分六に該当する者 一一、六八〇単位
- b 区分五に該当する者 八、四七〇単位
- c 区分四に該当する者 六、六二〇単位
- d 区分三に該当する者 五、六六〇単位

(三) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの 二、〇六〇単位

ホ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロからニまで及びへからチまでに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。） 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(七)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数

- (2) 介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者(3)に掲げる者を除く。) 次の(一)から(七)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者 二五、九六〇単位
- (二) 区分五に該当する者 一八、九一〇単位
- (三) 区分四に該当する者 一二、九一〇単位
- (四) 区分三に該当する者 八、二八〇単位
- (五) 区分二(区分省令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以下同じ。)に該当する者 六、五四〇単位
- (六) 区分一(区分省令第一条第二号に掲げる区分一をいう。以下同じ。)に該当する者 五、七七〇単位
- (七) 障害児 一一、九五〇単位
- (3) 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの
- (一) 区分六に該当する者 二二、九九〇単位
- (二) 区分五に該当する者 一五、九八〇単位
- (三) 区分四に該当する者 九、九八〇単位
- (四) 区分三に該当する者 五、三一〇単位
- (五) 区分二に該当する者 三、六一〇単位
- (六) 区分一に該当する者 二、七九〇単位
- (七) 障害児 八、九七〇単位
- 二〇、二四〇単位

- (2) 介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者(3)及び(4)に掲げる者を除く。) 次の(一)から(七)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者 二五、〇七〇単位
- (二) 区分五に該当する者 一八、二六〇単位
- (三) 区分四に該当する者 一二、四六〇単位
- (四) 区分三に該当する者 八、〇〇〇単位
- (五) 区分二(区分省令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以下同じ。)に該当する者 六、三二〇単位
- (六) 区分一(区分省令第一条第二号に掲げる区分一をいう。以下同じ。)に該当する者 五、五七〇単位
- (七) 障害児 一一、五四〇単位
- (3) 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの(4)に掲げる者を除く。)
- (一) 区分六に該当する者 二二、二〇〇単位
- (二) 区分五に該当する者 一五、四三〇単位
- (三) 区分四に該当する者 九、六四〇単位
- (四) 区分三に該当する者 五、一一〇単位
- (五) 区分二に該当する者 三、四八〇単位
- (六) 区分一に該当する者 二、六九〇単位
- (七) 障害児 八、六六〇単位
- 一九、五四〇単位
- (4) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者(区分一に該当する者を除く。)
- 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者 九、八一〇単位
- (二) 区分五に該当する者 六、五四〇単位

へ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者（ロからニまで、ト及びチに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）に限る。）であつて、共同生活援助サービス費のイからニまでの共同生活援助サービス費又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定される者

二、一九〇単位

ト 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数

(1) 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

一一、九八〇単位

(二) 区分五に該当する者

九、〇二〇単位

(三) 区分四に該当する者

七、〇五〇単位

(2) 介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの

三、二〇〇単位

(3) 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注

(三) 区分四に該当する者 四、六八〇単位
(四) 区分三に該当する者 三、七一〇単位
(五) 区分二に該当する者 一、四〇〇単位

へ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者（ロからニまで、ト及びチに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）に限る。）であつて、共同生活援助サービス費のイからニまでの共同生活援助サービス費又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定される者

二、一二〇単位

ト 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数

(1) 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

一一、九八〇単位

(二) 区分五に該当する者

八、七〇〇単位

(三) 区分四に該当する者

六、八〇〇単位

(2) 介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの

三、〇九〇単位

(3) 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注

別表	地域区分	割合	<p>1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数</p> <p>(一) 区分六に該当する者 <u>一〇、九四〇単位</u></p> <p>(二) 区分五に該当する者 <u>七、五五〇単位</u></p> <p>(三) 区分四に該当する者 <u>五、五四〇単位</u></p> <p>チ 居宅介護に係る支給決定を受けた者(ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。)のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数</p> <p>(1) 区分六に該当する者 <u>八、七四〇単位</u></p> <p>(2) 区分五に該当する者 <u>五、三五〇単位</u></p> <p>(3) 区分四に該当する者 <u>三、三八〇単位</u></p> <p>リ 同行援護に係る支給決定を受けた者(ロからチまでに掲げる者のうち次の(1)及び(2)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。) 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数</p> <p>(1) (2)に掲げる者以外のもの <u>一一、〇八〇単位</u></p> <p>(2) 共同生活援助サービス費を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く。) <u>三、三一〇単位</u></p>
----	------	----	---

別表	地域区分	割合	<p>1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数</p> <p>(一) 区分六に該当する者 <u>一〇、五六〇単位</u></p> <p>(二) 区分五に該当する者 <u>七、二九〇単位</u></p> <p>(三) 区分四に該当する者 <u>五、三四〇単位</u></p> <p>チ 居宅介護に係る支給決定を受けた者(ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。)のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数</p> <p>(1) 区分六に該当する者 <u>八、四四〇単位</u></p> <p>(2) 区分五に該当する者 <u>五、一六〇単位</u></p> <p>(3) 区分四に該当する者 <u>三、二六〇単位</u></p> <p>リ 同行援護に係る支給決定を受けた者(ロからチまでに掲げる者のうち次の(1)及び(2)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。) 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数</p> <p>(1) (2)に掲げる者以外のもの <u>一一、三三〇単位</u></p> <p>(2) 共同生活援助サービス費を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く。)及び経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く。) <u>三、一〇〇単位</u></p>
----	------	----	--

地域区分欄に掲げるその他	厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の第一号の表の上欄（以下「地域区分欄」という。）に掲げる一級地	千分の千八百
	地域区分欄に掲げる二級地	千分の千九十九
	地域区分欄に掲げる三級地	千分の千七十二
	地域区分欄に掲げる四級地	千分の千六十
	地域区分欄に掲げる五級地	千分の千三十六
	地域区分欄に掲げる六級地	千分の千十八
	厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の第一号の表の上欄（以下「地域区分欄」という。）に掲げる一級地	千分の千九十九
	地域区分欄に掲げる二級地	千分の千八十三
	地域区分欄に掲げる三級地	千分の千七十二
	地域区分欄に掲げる四級地	千分の千六十九
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千六十八	
地域区分欄に掲げる六級地	千分の千六十三	
地域区分欄に掲げる七級地	千分の千六十	
地域区分欄に掲げる八級地	千分の千五十九	
地域区分欄に掲げる九級地	千分の千五十四	
地域区分欄に掲げる十級地	千分の千五十	
地域区分欄に掲げる十一級地	千分の千四十五	
地域区分欄に掲げる十二級地	千分の千四十二	
地域区分欄に掲げる十三級地	千分の千三十六	
地域区分欄に掲げる十四級地	千分の千三十二	
地域区分欄に掲げる十五級地	千分の千二十七	
地域区分欄に掲げる十六級地	千分の千二十三	
地域区分欄に掲げる十七級地	千分の千十八	
地域区分欄に掲げる十八級地	千分の千十四	
地域区分欄に掲げる十九級地	千分の千五	
地域区分欄に掲げるその他	千分の千	

○厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件（平成二十六年厚生労働省告示第百八十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成二十五年厚生労働省令第百二十四号）及び障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号）の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十四条第三項第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。ただし、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十条第一項又は第二十四条第一項の申請を行った者に係るこの告示による改正後の厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の規定の適用については、同告示の規定中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）第一条第七号」とあるのは「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の全部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号）による改正前の障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号。以下「区</p>	<p>地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成二十五年厚生労働省令第百二十四号）及び障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号）の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十四条第三項第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。ただし、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十条第一項又は第二十四条第一項の申請を行った者に係るこの告示による改正後の厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の規定の適用については、同告示の規定中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）第一条第七号」とあるのは「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の全部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号）による改正前の障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号。以下「区</p>

分省令」という。) 第二条第六号」と、「第一条第六号」とあるのは「第二条第五号」と、「第一条第五号」とあるのは「第二条第四号」と、「第一条第四号」とあるのは「第二条第三号」と、「第一条第三号」とあるのは「第二条第二号」と、「第一条第二号」とあるのは「第二条第一号」とする。

分省令」という。) 第二条第六号」と、「第一条第六号」とあるのは「第二条第五号」と、「第一条第五号」とあるのは「第二条第四号」と、「第一条第四号」とあるのは「第二条第三号」と、「第一条第三号」とあるのは「第二条第二号」と、「第一条第二号」とあるのは「第二条第一号」とする。